

避難行動要支援者名簿

対象 次のいずれかに該当する災害のとき自力で避難することが困難なた

- ① 介護保険で要介護1～5の認定を受けている
- ② 身体障害者手帳の総合等級が1～3級
- ③ 愛の手帳を持っている
- ④ 目黒区ひとり暮らし等高齢者の登録をしている

内容 区が保有する情報をもとに作成する名簿で、災害発生時の安否確認や避難支援に活用します。

この対象範囲のかたは手続きは不要です(長期の施設入所・入院のかたを除く)。

※精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた、高次脳機能障害・発達障害などで区の福祉サービスを受けているかた、難病疾病のかたなどは、本人の希望により名簿に登載することができます。詳しくはお問い合わせください。

問 健康福祉計画課 要配慮者支援係 ☎03-5722-9689 FAX 03-5722-9347

重度身体障害者等非常通報システム

対象 次のいずれかに該当する18歳以上でひとり暮らしのかた

- ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 区の指定する難病等(P.40～42)で医療券等をお持ちのかた(医療券等については心身障害者福祉手当(P.48)をご参照ください)

内容 自宅内で急病などの緊急事態に陥ったとき、あらかじめ設置した通報装置のボタンを押すと、看護師または保健師の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応する民間のコールセンターにつながり、緊急の場合には救急車の手配や親族等への連絡を行います。希望により、在宅時の異常を判断して自動通報する「安否確認センサー」(近隣に親族等がないかたのみ)や「火災センサー」を取り付けることもできます。

※費用は無料です。詳しくはお問い合わせください。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)

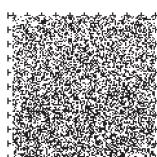
家具転倒防止器具の取付け

対象 次のいずれかに該当する身体障害者手帳をお持ちのひとり暮らしのかたで、自分で器具取付けができるいかた

- ① 上肢・下肢・体幹・視覚障害1・2級
- ② 内部障害1級

内容 居室等の家具に転倒防止器具を取付ける費用を、器具代を含め20,000円を限度に助成します。

問 障害者支援課 支援サービス係 (→1ページへ)



防災・救急医療情報キット

内 容 災害時、救急救命時に備え、医療情報や緊急連絡先などを専用カードに記入して中に入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。駆けつけた救急隊などが、冷蔵庫内に保管されているキットの救急情報カードから医療情報などを確認し、迅速な救急活動や支援活動につなげます。

- 問 高齢福祉課 在宅事業係（→135ページへ）
 障害施策推進課計画推進係（→1ページへ）
 地域包括支援センター（→21ページへ）
 福祉総合課 地域ケア推進係（→21ページへ）



ヘルプマーク・ヘルプカード

●ヘルプマーク（表紙裏の写真参照）

内 容 義足や人工関節を使用しているかた・内部障害や難病のかた・妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう東京都が作成したマークです。区でも東京都に準じて作成し、配布しています。

〈ヘルプマーク配布場所〉※原則、以下の窓口において直接配付しています。
 目黒区総合庁舎2階 障害施策推進課 障害者支援課 各包括支援センター
 一部の都営地下鉄等
 詳細は東京都福祉局のウェブサイト「ヘルプマーク」をご参照ください。

Q 東京都福祉局 ヘルプマーク

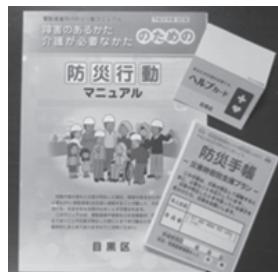


●ヘルプカード

内 容 言葉によるコミュニケーションが困難なかたが、困っていることや必要とする支援を周囲の人々に伝える時に役立つカードです。支援が必要なかたの氏名や緊急連絡先、支援してほしい内容などを書いて、常に携帯しておきましょう。

ヘルプカードは「要配慮者向け防災行動マニュアル」の中に挟んで、お渡ししています。

[写真]「要配慮者向け防災行動マニュアル」と
 「ヘルプカード」（右上）



※要配慮者向け防災行動マニュアルは、障害施策推進課、障害者支援課のほか地域包括支援センター（P.21参照）で配布しています。

- 問 障害施策推進課 計画推進係（→1ページへ）

